第７７回大澤駅伝競走大会実施要項

１　スタート・中継所・ゴール・招集所

（１）　スタート地点は、清酒開華スタジアム内（佐野市運動公園陸上競技場内）で示された地点から出発する。

（２）　中継所及びゴールは、3,000mscスタート付近とする。
よって、参加チームによる選手の輸送は必要としない。

（３）　選手招集所は、清酒開華スタジアム内（佐野市運動公園陸上競技場内）に設ける。

２　走行方法

（１）　各チーム各区間とも競技者は一人とし、伴走は一切認めない。

（２）　各競技者とも走行は１区間に限る。

（３）　競技者は原則として車道の左側を走る。

（４）　競技者は理由の如何を問わず、競技中にいかなる人の手助けも受けてはならない。ただし、転倒等のアクシデントにより、走行困難と見なされた場合、審判員や大会医療スタッフが必要に応じて介護を行う。このため一時的に競技者の身体に触れることは助力と見なさない。

３　アスリートビブス・タスキ

（１）　アスリートビブスは主催者で用意し、当日、受付で渡す。ユニフォーム等に着用の際には四隅をしっかりとピンで留め、見やすくすること。

（２）　タイム計測は胸部につけたアスリートビブスに貼付したチップにより計測する。競技終了後、チップは回収するので、必ず返却すること。

（３）　主催者で用意したタスキをスタートからゴールまで中継すること。

４　走行不可能・途中棄権

（１）　選手が走行中、転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常歩行や競技続行が困難となり立ち止まりや横臥等の行動を行う競技者に対して、競技者が競技続行の意思を持っていても、競技者の生命・身体保護の観点から審判長（代理となる競技役員）もしくは医師・看護師等複数人の競技役員の判断で、競技を中止させることがある。

（２）　故障などにより走行困難となり、競技を中止、途中棄権となった場合、そのチームの全体記録及びその区間記録は認めない。この場合、そのチームは審判長又は中継所主任の指示に従い次区間走者から、再び競技を続行することができる。無効となった区間以外の各区間記録は認められる。なお、再スタートの時刻は、最終チームの走者通過後、約１分後とする。

５　メンバー変更

（１）　メンバー変更は補欠からの変更のみ認める。
よって、同一チームより複数チーム出場する場合は、チームは第２次エントリー（区間エントリー）後の選手変更に際し、一度正選手から補欠選手へ登録変更となった選手を、もう一方のチームへ正選手として登録変更はできない。（同一チーム内の選手渡り行為は厳禁とする）また、第２次エントリー（区間エントリー）後の区間変更も認めない。
それらに反する行為の変更が見うけられた場合は、オープン参加扱いとする。

（２）　第２次エントリー（区間エントリー）後、疾病等やむをえない理由が生じた場合は、令和９年２月５日（金）正午までに、大会HPに掲載する選手変更届フォームにて提出すること。
（３）　補欠以外の選手を走行させる場合は、オープン扱いとしチーム記録並びに区間記録は認められない。

６　繰上げスタート

各中継所における繰上げ出発は次のとおりとする。

部　　門	繰上げ出発実施基準			
	２区出発時	４区出発時	５区出発時	７区出発時
一般男子の部(42.195km)	8分以上	10分以上	―	15分
一般男子の部(21.0975km)	一般・高校女子の部と同時			
高校男子の部	8分以上	10分以上	―	15分
中学男子の部	審判長の判断により、繰上げスタートを行う			
一般・高校女子の部	8分以上	―	10分以上	―
中学女子の部	審判長の判断により、繰上げスタートを行う			

７　交通規制に伴う協力依頼

（１）　参加チーム関係車両は、各部門スタートから全チームフィニッシュの間、コース内を走ることを禁ずる。
（２）　駅伝コース内には、絶対に駐・停車しないこと。
（３）　交通規制に伴う迂回等については、現場警察官の指示に絶対従うこと。

８　沿道における交通整理

（１）　沿道の交通整理員として走路員を配置し、現場の警察官の指示に従う。
（２）　災害時または緊急自動車接近の際は、一切現場警察官等の指示に従う。